

草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和4年3月31日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 遠藤 覚

〔定期監査〕

令和3年9月30日告示分

監査対象：人権政策課

意見・指摘事項	措置状況等
草津市住民交流啓発事業委託契約書において、実施すべき業務の仕様を具体的に明確にされ、確実に検査されたい。	令和3年度草津市住民交流啓発事業の委託契約書において、検査の確実性をより向上させるべく、実施すべき業務の仕様をより具体的に明記しました。

監査対象：市民課

意見・指摘事項	措置状況等
金券等の管理について、管理簿を作成され、所属長による確認を記録されたい。	監査終了後直ちに管理簿を作成し、所属長による確認を記録しています。

監査対象：上下水道総務課

意見・指摘事項	措置状況等
支出負担行為伺書の起案の時期や根拠を確認されるとともに、検査を行った後に請求書が不達の場合には業者に提出を求めることはもちろんのこと、草津市水道事業および下水道事業会計規程第86条に規定されている決算整理の際にも改めて遺漏がないことを十分に確認するなど、再発防止策を講じられたい。	支出負担行為伺書の起案時期やその根拠の確認を徹底するとともに、検査後の書類受理等に遺漏がないよう事務処理の流れを見直しました。 また、決算整理の際にも改めて、遺漏がないことを確認できるよう、チェック体制を強化しました。